三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに桐生市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町上田沢字控鳥屋両窪甲一七五七（次の図に示す部分に限る。）、一七五七の一、丙一七六四、一七八五、利根郡昭和村大字糸井字下阿曽甲三〇、大字橡久保字上阿ぞ六三五の一、六三六、六三七、六三八の一、みなかみ町綱子字竪林甲四五八の八から甲四五八の一〇まで、四五八の五、四五八の五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに桐生市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県飯石郡飯南町塩谷九四三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町上野字川平九二の三八、字日垣谷一一五の一、一一五の一三から一一五の一六まで、一一五の二八、一一五の二九、一一五の六〇、一一六の二、一一六の三、一一六の五から一一六の九まで、一一六の一二、一一六の一四、一一六の一五、大内字足谷一〇四三、福兼字末鎌河原平三二五の一、三二五の四、三二五の七から三二五の九まで、三二五の一三、字末鎌大成ノ三　三二八の二、字末鎌家ノ後六一一の二、荘字牛切一三九四の四、白水字法定四六二から四六八まで、四六九の一三から四六九の一五まで、四六九の一七、四六九の二〇から四六九の二二まで、五二七、福岡字小谷東二六一、二六二、字鈩床西平二九六の一、二九七、二九八の一、字小正谷下八五七の一、字百田平八九八の二、字栃ノ木九〇〇の一、九〇〇の三、字長井谷奥ノ一　一一四二、一一四六、字岡平ル二一二二、二一二三、二一二五、字仏谷二一三〇から二一三二まで、二一三六、二一四〇、字高橋二一八〇、二一八二、二一八八、字松ヶ谷二二四九の一、字竹ノ平ル二八九二から二八九四まで、二八九五の一、二九〇三の一、二九〇四、字中倉二九四一、大倉字森原一四〇二、一四〇三の一から一四〇三の三まで、字落シ平一五二七、二部字間地山二一四三の七、字小鳥木谷二一七一、畑池字大堤一六六五の一、一六六五の二、一六六六から一六六八まで、一六六九の一、一六六九の二、一六七〇、一六七一の一、一六七二、一六七三の一、一六七三の二、富江字向屋敷二　一一二の一、一一三、字下モ堀谷一二三から一二六まで、一二八の一、一二九の一、一三四の一、一三五、一三六、一三七の一、字向畑平一九七の一、福島字家ノ上エ三一三の一、字入道谷ノ三　三一五、字入道谷ノ一　三二七、三二八、大坂字鷹子二三、二四、長山字松ヶ成ル四六四から四六六まで、字古寺四七三、四七四、四七七、四八七、古市字井ノ谷上ミ平六八四の一、六九一、字井ノ谷下モ平七〇一、七〇二、字下モ平七七二、字山根田平ラ一　七七六から七七九まで、宮原字六郎谷一〇一四の一、一〇一四の二、字城床一〇一五、字藤五郎一〇一六から一〇一八まで、一〇二一から一〇二三まで、字猿籠一〇二四、字大ザリ口道上一〇二五、金屋谷字ノブシ原一五四四の一、中祖字権現下タ二、四、六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字法定四六二から四六八まで、四六九の一三から四六九の一五まで、四六九の一七、四六九の二〇から四六九の二二まで、五二七、字家ノ上エ三一三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町吉ケ原字スゲノ田九四の二から九四の四まで、字家ノ奥九六の一、九七の一、九八の一、九八の二、九九の一、九九の二、一〇〇の一から一〇〇の三まで、一〇〇の五から一〇〇の七まで、一〇一、一二二九、一二三〇の一、一二三〇の二、字梅ノ木谷二五三の二、字釜ノ久保二四九の二、字大原二五〇、字鍬風呂二五七の二、二五八の一、字峯山五七の二、字牛谷八六の三、王子字谷河内暄九三の二、九三の三、字大平三八〇の二、三八一の二、字水ナシ三八二の二、大戸上字日浦小ナル八七七の一、八七七の二、字日浦小ナル西八七八、字日浦八七九の二、八八〇の二、字日浦大ナル上八九四の二、八九五の一、八九六、字日浦大ナル東八九七の二、八九八の二、字日浦大石久保九四二の二、九四二の三、九四二の八から九四二の一〇まで、字日浦大石久保東九四三の一から九四三の四まで、津山市加茂町物見字仙道六八四の一、六八四の三、六八四の四、字サチアゴ小谷七三八の一から七三八の六まで、加茂町字野字風呂谷一二七九の三から一二七九の一三まで、一二七九の一七から一二七九の二五まで、字大陰一二八一の一から一二八一の三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。